

- 土石流、がけ崩れ、地すべり、土砂・洪水氾濫など、土砂や流木に起因する災害への対策を推進。
- 本省と地方機関、自治体、研究機関等を行き来しながら、政策の企画立案や事業の実行等を経験。

➤ 砂防行政では、気候変動等の影響に伴う豪雨の増加により多発化・激甚化が懸念される土石流、地すべり、がけ崩れ、土砂・洪水氾濫等の土砂災害から国民の生命、財産を守るため、ハード対策（砂防設備等の整備など）とソフト対策（警戒避難体制の整備や土地利用規制など）を実施。

ハード対策に関する業務

土砂災害を防止するため、国直轄や都道府県による砂防設備等の整備推進や、砂防事業のために必要な調査・計画・設計・施工に関する技術基準の策定等を実施。



遊砂地の整備事例

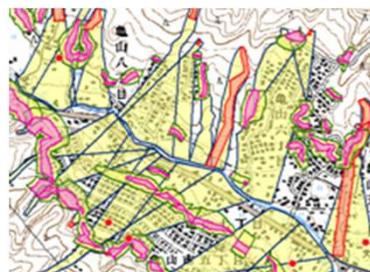


砂防堰堤による土石流捕捉事例
(令和2年7月豪雨)

土砂災害による被害状況 火山噴火等に伴う土砂災害対策

ソフト対策に関する業務

円滑な避難の促進や土砂災害のおそれのある地域での開発抑制のため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定促進等、様々な取組を実施。



土砂災害警戒区域等の指定



土砂災害警戒区域等を示した看板の設置

【関連する主な専攻分野】

砂防系、林学系、土木系

【配属先の例】

本省	砂防部 (砂防計画課、保全課) 水国局他課、都市局等
出先機関	全国の地方整備局、 砂防事務所 等 国総研等の研究機関
海外	在ネパール大使館、 JICA専門家 等
出向	内閣府、林野庁などの他省 庁、都道府県(砂防主管 課)、市町村 等

【採用担当窓口】

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
03-5253-8467